

経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 1 日

恵那市長 小坂 喬峰

記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	字	林班	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期	備考
1	串原地区	下大平他	17.18	29.89 ha	32 件	87 筆	2021 年 2 月 1 日	整理番号 串 17.18-1～ 串 17.18-37
2	串原地区	川ヶ渡他	31	13.03ha	18 件	30 筆	2021 年 2 月 1 日	整理番号 串 31-1～ 串 31-21

2. 縦覧場所 恵那市役所林政課

3. 権利の設定

本告示により、対象森林の経営管理権が恵那市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。